

学校法人鈴鹿医療科学大学

SUMS 学科横断的共同研究費助成・選考要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 鈴鹿医療科学大学（SUMS）は、4学部9学科13専攻を擁する医療・福祉の総合大学である。本学には、西洋医学と東洋医学の融合や医療と福祉の連携に取り組む教員・研究者が多数在籍しており、これらの研究者の力を結集した統合医療・医療福祉等の研究は本学の特色ある研究である。この度、本学の統合医療や医療福祉連携研究等を含む基礎・臨床研究の発展に寄与し、もって実社会で求められている課題の解決に貢献することを目指し、SUMS 学科横断的共同研究費助成（以下「SUMS 共同研究費助成」という）を行うこととした。助成対象課題の公募及び選考は以下の要領で行う。

(助成)

第2条 法人は、統合医療研究等の推進を図る目的で、支援事業の一つとして、SUMS 共同研究費助成を行う。助成金額及び助成件数等については、運営協議会の議を経て理事長が決定する。

(公募要領)

第3条 大学は、SUMS 共同研究費助成対象となる研究課題を公募し、選考する。公募要領は、別紙1に定める。

(選考)

第4条 前条の助成対象課題の選考は、申請者からの申込書類に基づき、SUMS 共同研究費助成選考委員会（以下「選考委員会」という）が行う。

第2章 選考委員会

(選考委員会及び委員長)

第5条 選考委員会は、各学科から推薦された研究推進委員会委員をもって構成する。
2 選考委員会の委員長（以下、委員長）は、大学院・研究担当副学長をあてる。
3 委員長は、必要に応じてその職務の代行を他の委員に一任することができる。

(選考委員会の開催)

第6条 委員長が選考委員会を開催する場合は、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面（E-メール）をもって、7日前までに通知しなければならない。

(議決)

第7条 選考委員会は、過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(書面表決等)

第8条 やむを得ない理由のため選考委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する。

- 2 前項の場合における前条の規定の運用については、その委員は出席したものとみなす。

(選考の確定)

第9条 委員長は、選考委員会の承諾を得て選考結果を学長に報告する。

- 2 学長は、前項の結果を運営協議会上に上申するか否かを決定する。
- 3 前項により、上申した場合は運営協議会の議を経て、理事長が決定する。

第3章 評価

(課題評価委員)

第10条 各申請課題の審査は5名の課題評価委員が審査し評価する。

(評価資料)

第11条 研究振興課は、申込書類の記載要件等を確認した後、PDF化した評価資料を作成して各課題評価委員にeメールで送付する。ただし、前回助成を受けた同一あるいは類似の研究課題の申請は受理しない。

(評価項目)

第12条 評価は、次表の項目につき各々評価する。

| | |
|------|---|
| 評価項目 | 1. 計画の妥当性 2. 独創性 3. 統合医療・医療福祉等への貢献度 |
|------|---|

(評価基準)

第13条 評価は、項目1から3の各々について、下記の「A」から「E」の5段階評価で行う。「A」から「E」の割合は次表の基準とする。項目ごとの点数の合計と総合点を基に選考評価する。

| 評価 | 評価基準 | 割合 | 評価点数 |
|----|----------|-----|------|
| A | 極めて優れている | 5% | 10 |
| B | やや優れている | 20% | 7.5 |
| C | 普通 | 50% | 5 |
| D | やや劣っている | 20% | 2.5 |
| E | 極めて劣っている | 5% | 0 |

- 2 評価結果を「A」または「E」と判定した場合には、必ずその理由を記入する。「B」、「D」の場合でも長所や短所があればそれを記入する。
- 3 課題評価委員が、次の何れかに該当する場合は、その評価を行わない。

- 1) 研究分担者である場合
- 2) 申込者及び研究分担者の直接指導の関係にある場合

(評価表)

第14条 課題評価委員は、評価結果並びに推薦する課題若干数を記した評価表を事務局まで送付する。

第4章 集計

(集計)

第15条 事務局は、申請課題毎の課題評価委員の評価表について、記載要件等を確認した後、評価結果の集計表を作成する。

第5章 審査及び選考

(審査)

第16条 選考委員会は、選考に先立ち、申請課題毎に申請者（研究者）の妥当性、課題評価委員の評価並びに集計結果等について審査する。

(選考)

第17条 選考委員会は、前条の課題評価委員による申請課題の評価結果に基づき総合的に採択課題を選考する。

第6章 補則

(資料の保管)

第18条 研究振興課は、申込書類、評価表、集計表、審査並びに選考等に関する資料を5年間保管するものとする。

(資料の取扱)

第19条 第11条に定める評価資料等は、評価終了後、各課題評価委員の責任において廃棄するものとする。

(施行期日)

第20条 本要領は、運営協議会の承認を得て、2021年10月5日より効力を生じるものとする。

制定年月日 2021年10月5日